

「全国法律事務所用PC端末等の更改に係る導入役務、機器賃貸借及び保守業務委託一式」の質問に対する回答

項番	区分	該当ページ	質問事項	回答
1	調達仕様書 第6章 6.1.	13ページ	6.1. 設定作業（モバイルPC端末）5.6.7.について 【別紙2】管理ラベル（参考書式）」のラベル例に記載の情報をすべて記載することが困難な場合、ラベルへの記載事項について、別途協議いただくことは可能でしょうか。	参考書式に記載の全事項を記載いただく想定ですが、すべて記載することが困難な場合は、記載事項について協議の上で決定することは可能です。
2	調達仕様書 第3章 3.2.	2ページ	多くのメーカー製PCのオンサイト保守は、最大5年までが一般的です。 それを超えて使用する場合は、部品のある限りの保守対応となることが多く、そのような対応で問題ございませんでしょうか。	問題ございません。
3	調達仕様書 第3章 3.4.	4ページ	納入成果物No.4「ユーザー向け各種手順書」について、「各端末に1セット同梱すること。」とありますが、紙媒体での提出ではなく、電子データでの提供も可能でしょうか。	対象拠点へ各端末とセットで同梱いただく各種手順書等は、紙媒体での提供が必要です。
4	調達仕様書 第6章 6.1.	13ページ	拠点内設置の既存複合機、プリンタについて、ユーザーが自身で印刷設定を行うため「プリンタ設定手順書」を作成すること。とありますが、こちらについて3点質問させていただきます。 ①プリンタードライバーはユーザー様ご自身（拠点毎）でご用意いただく前提でよろしいでしょうか。 ②対象となる複合機・プリンタの機種は全拠点共通でしょうか、あるいは拠点ごとに異なりますでしょうか。 ③本調達ではどのように設定すればよいかの手順書を作成するだけで問題ないでしょうか。	①ご認識のとおりです。 ②拠点ごとに異なります。 ③ご認識のとおりです。
5	調達仕様書 第8章 8.2.	14ページ	M365ライセンスの手配は本調達に含まれておりません。M365に関するメーカーサポートはM365ライセンスに含まれている認識のため、本調達で重複して準備する必要はない認識であつてますか？また、M365関連のお問い合わせは、直接メーカーサポートへお問い合わせいただく旨をご案内する形で問題ないでしょうか？	本調達におけるM365に関するQAサポートは、メーカーサポートとは別の役割と位置付けており、M365の仕様に対する問合せ対応だけでなく、障害発生時の切り分け助言、設定変更の相談などを想定しています。 なお、問合せ主体は管理者（情報システム管理課）を想定しています。
6	調達仕様書 第6章 6.2.	13ページ	配送後の設定作業は職員様にて実施されると思いますが、手順書をもとに実施するにあたっての問い合わせ窓口を設ける必要があるか、設ける場合、全拠点からのお問い合わせになるか、本部様にて取りまとめた上でのお問い合わせになるか、どちらでしょうか。	問合せ窓口の設置は必須ではありません。
7	調達仕様書 第3章 3.2.	2ページ	11月の1ヶ月間で全国85拠点への配送・設定・設置と既存端末の回収を完了させるスケジュールですが、拠点の受取可能日等の調整はセンター側で行っていただけますか、それとも受注者が全拠点と個別に調整を行う必要がありますか。	配送や既存端末の回収について、センターで各拠点との日程調整は可能です。ただし、調整には日数がかかるため、配送期間等を事前にご提示ください。
8	全般	-	半導体不足等により、提案した特定の機種が納入時に用意できない場合、同等以上のスペックを持つ後継機への変更は認められますか。	仕様を満たしていれば問題ありません。